

平成17年第4回邑楽町議会定例会議事日程第2号

平成17年12月13日(火曜日) 午前10時開議

邑楽町議会議場

第 1 一般質問

出席議員（19名）

1番	後藤勝子	議員	2番	松島茂喜	議員
3番	加藤和久	議員	5番	小倉孝夫	議員
6番	金子正一	議員	7番	小島幸典	議員
8番	立沢稔夫	議員	9番	小倉修	議員
10番	横山英雄	議員	11番	本間恵治	議員
12番	細谷博之	議員	13番	相場一夫	議員
14番	中川健治	議員	15番	桜井征男	議員
16番	青木久	議員	17番	千金楽幸作	議員
18番	松原市祐	議員	19番	新島正	議員
20番	石井悦雄	議員			

○欠席議員（1名）

21番 大野 栄 議員

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

久保田文芳	町長
石井征彦	助役
川田定昭	教育長
小林徳義	総務課長
石井節雄	企画課長
神谷長平	庁舎建設室長
小島哲幸	税務課長
宮沢孝男	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長
並木邦夫	生活環境課長
増尾隆男	保険年金課長
横山正行	土木課長
中村紀雄	都市計画課長
岡村静代	住民課長
諸井政行	福祉課長
金子重雄	会計課長
石井貞男	水道課長

遠	藤	幸	夫	学 校 教 育 課 長
堀	井		隆	生 涯 学 習 課 長

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田	口	茂	雄	事 務 局 長
飯	塚	勝	一	書 記

---

### 開議の宣告

○中川健治議長 これより本日の会議を開きます。

〔午前10時02分 開議〕

---

### 一般質問

○中川健治議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

---

### 松島茂喜議員

○中川健治議長 2番、松島茂喜議員。

○2番 松島茂喜議員 おはようございます。2番、松島でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

私にとりましては、ことし最終の一般質問ということで、精いっぱい質問をさせていただきたいと思っておりますので、町長におかれましては明快なご答弁をお願いするものでございます。

今回質問させていただきますのは、介護保険制度改正と要介護認定についてということでございます。2000年4月1日より施行されました介護保険制度は、5年と8カ月が経過いたしました。来年の2006年4月に大幅な制度改正が行われることになっております。制度といたしましては、比較的まだ新しいこの介護保険制度でございますけれども、申し上げるまでもなく少子高齢化という避けては通れない大きな問題が制定の背景にあるわけでございます。邑楽町においても今後高齢化が急速に進んでいくことは必至でございます。2003年12月に国立社会保障・人口問題研究所から公表された資料によりますと、邑楽町の推計人口は10年後の2015年には国勢調査人口全体で2万6,650人、うち65歳以上は7,217人、その割合は27.1%、25年後の2030年には全体で2万3,906人、うち65歳以上は7,766人、割合はなんと32.5%になるとのことでございます。人口は、確実に減少をし、10年後でも3.69人に1人は65歳以上という状況になるということでございます。当然のことながら、高齢化に伴い要介護認定者数も増加をしていくものと考えられますけれども、まずは要介護認定者数の現状と今回の制度改正に伴う要介護認定事務の見直しについて、あわせてお伺いをいたします。

要介護認定者数につきましては、介護度ごとの認定者数、それから要介護認定事務の見直しにつきましては、審査方法でございます。改正前と比較し、どういった点で公平、公正に要介護認定が行われるようになるのか。また、新規認定の委託調査を改正後は市区町村が行うことになるわけでございますけれども、従来と比較し、どんなメリットが考えられるのかという点、この二つをお伺いしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答え申し上げます。

現状として認定者数を申し上げます。12年度は367人、13年度は411人、14年度は494人、15年度は563人、16年度は641人、17年度につきましては11月末現在では672人でございます。672人の段階別を申し上げますと、要支援が94人、要介護1が222人、要介護2が88人、要介護3が100人、要介護4が101人、要介護5が67人でございます。伸び率では、16年度と17年度比較しますと74.7%増加しています。人数については、毎年認定者数は増加しています。

要介護認定事務の見直しについては、17年6月22日に国会で成立したものです。施行日は、18年4月からです。要介護認定事務の見直しの内容については、1、申請代行の見直し、2、認定調査の見直しであります。1の申請代行の見直しは、「地域包括支援センター」及び「居宅介護支援事業者、保険施設のうち省令で定めるもの」が追加されたものです。2の認定調査の見直しは、認定調査の公平、公正の観点から、新規認定調査は市町村実施の原則を徹底することになりました。以上が改正の内容であります。

審査方法につきましては、改正後も改正前同様です。ただし、新予防給付の関係で項目が追加になります。介護認定審査会の認定数は「変更しない」ということで確認しております。申請代行につきましては、「省令で定める」と明記されましたので、省令の定めがない事業所では申請代行はできません。新規認定調査につきましては、法改正では18年4月からとなっておりますが、本町では17年4月から新規の調査は職員が調査しております。職員の調査でありますので、疑いもかけられず、公平、公正の立場で調査ができます。

以上でございます。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 ただいま課長からご答弁をいただいたところでございますけれども、やはり要介護認定者数も年々増加傾向にあるということでございます。今回の改正は、冒頭でも申し上げましたが、大幅な改正でございます。要介護認定は、介護保険のかなめであり、またこれまでも利用者から多くの問題点が指摘されてきた部分でもございます。そして、今回の制度改正の根幹は、パンフレット等にはもちろん記載はしてありませんが、この要介護認定者数の削減であると言っても過言ではございません。そもそも介護保険制度は、国レベルで制定された制度ではありますが、要介護認定事務の見直しを初め介護予防といった観点から、先ほど課長からお話のあったとおり、地域包括支援センターの設置など、これまた市町村の事務量が増大していきます。本来、負担者にとっても利用者にとってもよい制度改正であるべきであるわけでございますけれども、逆にさまざまな問題を引き起こす懸念もあるのではないかと危惧をいたしているところでもございます。

それがどういう点かと申し上げれば、従来の制度と比較した場合、介護予防といった方向づけをしていくことによって、将来介護を受けなくてもいい状況になるという考え方から、新予防給付が導入されるわけでございますけれども、要支援の部分が二つに分割され、現行より要介護認定の審査が複雑化していくのであろうということがまず1点目。

それから、従来よりも要介護認定の審査が必然的に厳しくなっていくということで、新規と更新の部分でこれは格差が多少ではありますけれども、生まれるのではないかとということでございます。

これまでの要介護認定調査は、居宅介護支援事業者や介護保険施設が行うことが可能だったわけですが、ここも課長の説明と重複いたしますが、改正後の新規認定の部分については市区町村が行うこととなり、更新についても市区町村と指定居宅介護支援事業者、また地域密着型介護老人福祉施設のうち厚生労働省令で定めるものしかそれを行えないということになるわけでございます。

ここで、2点ほどお伺いをいたしますけれども、改正後は従来と比較し第1次審査の部分で訪問調査をする方の職責がまたさらに大変重いものになっていくわけでございます。訪問調査をする方が、どんな資格を有しているのかということと、それから第2次審査を行う審査会の組織構成については、先ほど課長の方から、これは変更がない、人数は、定数はやっていくということですが、その構成の中身についてどんな方がその第2次審査を行う上で審査会のメンバーとなっているのかという点です。

そして、2点目は、それと同時に公平、公正な認定調査を行うには、それなりの町としての受け皿が必要不可欠になっていくものと考えられますけれども、その点についての考え方はどうなのかということでございます。この点についてお伺いをいたします。

よろしく願いを申し上げます。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答え申し上げます。

訪問調査は、ケアマネジャーが市町村の担当職員であります。資格については、職員の場合は県主催の研修会を受講した者となります。

審査会につきましては、本来は各市町村で設置とありますが、判定が公平、公正の観点からいろいろ検討した結果、今現在の1市5町での共同設置している状況です。

組織構成は、8合議体で構成され、それぞれ1回審査会を行っています。1合議体の委員の内訳は、医師が1名と保健・福祉・医療の立場から4名、合計5名であります。

高齢社会の到来により、認定者数の増加に対応していくため、公平、公正なる調査を堅持し、さらなる職員の資質向上と体制の見直しを行い、取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 ただいま課長の方からご答弁をいただきました。

やはり公正、それから公平な審査をこれからも堅持していかなくてはならないということから、やはり既に邑楽町では役場職員が訪問調査を行っているということでございます。これは、改正に先駆けては大変すばらしいことだと思っておりますけれども、この介護保険制度も5年ごとに見直しが行われていく予定ではございますけれども、現実的にはもっと短期的に改正が行われる可能性も大きいのではないかと懸念もございます。財政的なことでございますけれども、多くの市区町村は一般財源からの繰り入れを行い、介護保険事業を行っているのが現状でございます。

邑楽町におきましても、今年度予算でも約1億7,300万、一般財源からの繰り入れを予定しているわけでございます。申し上げるまでもなく、介護保険制度は事業者のためのものではございません。利用者のものでございます。制度改正後もこういった観点から、町としての役割はますます大きくなっていくものと考えられるわけでございます。市区町村の保険者機能の強化ということから、介護サービス事業者に対する権限も見直しをされていくようではございますが、最後に町といたしましてはこれに対しどんな対応策を考えておられるのか、町長にお伺いをいたします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 法が改正されまして、町村の役割といたしますか、責任といたしますか、重くなっていると感じておるところでございます。そういった中で、法の改正の内容につきましては、保険者による給付等のチェック強化として、保険者による事業者への立ち入り権限が付与されたこと、また指定取り消し要件該当者、事業者の都道府県への通知が可能になったことであります。平成18年の4月から、県から町に権限が移譲されますけれども、さらなる職員の研修、事務量の増加に伴い近隣の市町村と歩調を合わせ、十分協議した中で利用者が安心して施設利用ができるように検討していきたいと思っております。町としても大変責任の重い仕事になってくるのかなと思っておりますので、町としても力を注いだ中での取り組みということになっていくと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 ただいま町長から答弁をいただいたところでございますが、やはり国もだんだん、だんだん、言葉は悪いですが地方に権限を移譲していくと言いながら、丸投げをしているという部分もございます。どうしても市町村の役割がこういった介護保険制度のみならず、やはり増大していくということは今後考えられるわけでございます。この介護保険制度に絡みまして、地域包括支援センターなどの設置がまたその傍ら行われるわけでございますから、その地域包括支援センターの位置づけをしっかりとしたものにしていただきまして、地域の福祉にますます邁進をしていただきたい、このようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

---

横山英雄議員

○中川健治議長 10番、横山英雄議員。

○10番 横山英雄議員 10番、横山です。発言通告に従いまして質問をさせていただきます。

17年10月26日、上毛新聞に、「館林市で操業停止の産業廃棄物処理施設、来年早々再開か」との見出しで、県が仙台市の産業廃棄物処理会社、ジャパנקリーンに施設の承継を許可し、営業許可を出していたことがわかったと。来年早々にも操業再開がされる見通しとなっているというふうな新聞の記事が出ました。地元の住民は、3月1日に県、館林保健所ですが、それと館林市、邑楽町へ操業再開に反対をする陳情をしているというような記事だったのですが、32区の区民からの問い合わせが大変私のところへもありまして、17年3月19日に32区の公民館において県と邑楽町、館林市生活環境課職員、区の役員、地元の近隣の住民が集まり、ジャパנקリーンからの説明を受けましたが、今までのコウカプラントのやり方が余りにもひど過ぎたことと、出席者の中にその前の会社で責任ある立場にある者がその中に入っていたということで、社長がかわっても社員が同じでは絶対変わるはずがないのだと、そういうような非常にやりとりがされたのですが、私たちは絶対反対なのだ、ということだったのですが、説明の中でコウカプラントから関東広域産業に承継されたものをジャパנקリーンが引き継ぎの手続をしているとのことだったのですが、その後の連絡は地区住民に入っていなかったと思いますが、課長の答弁を求めます。

○中川健治議長 並木生活環境課長。

○並木邦夫生活環境課長 お答え申し上げます。

経過報告について申し上げますけれども、最初の会社をA社、2番目に操業予定していた会社をB社、3番目の操業を準備している会社をC社と表現させていただきます。平成16年3月9日に、A社とB社の間で施設の借り受け賃貸契約を結んでおります。16年5月17日、B社による産業廃棄物借り受け許可申請書が県の方に出されたところでございます。16年5月24日、群馬県からB社へ廃棄物処理施設の借り受け許可が出たところです。16年7月20日に、A社の産業廃棄物処分業、これは仕事をする処分業の取り消しが出ました。16年7月31日にA社とB社で金銭面で折り合いがつかず、B社による施設の稼働には至りませんでした。それで、16年12月8日、3社による施設の賃貸契約の承継に関する覚書を結んでおります。

17年3月1日に、開拓地区住民456人の陳情書が群馬県、館林市及び邑楽町に提出されました。17年4月7日、C社による廃棄物処理施設借り受け申請書が県に出されました。17年4月26日、群馬県からC社へ産業廃棄物の施設の借り受け許可が出ました。17年5月25日に、C社による廃棄物処分業の許可申請書が県の方に出されました。それをもちまして、17年6月14日、邑楽町と館林市、C社による公害防止協定に関する覚書を締結いたしました。17年6月30日に、群馬県からC社へ廃棄物の処分業の許可が出たところでございます。17年12月3日、C社による施設改善及び今後の業務



への姿勢の説明が、開拓地区、近藤地区住民、それから邑楽町と館林市の職員が参加して説明を聞いたところでございます。

以上でございます。よろしくどうぞ。

○中川健治議長 横山議員。

○10番 横山英雄議員 あの施設は、必要な施設だということはよくわかるのですが、県の方がちょっと、16年5月25日にA社が罰金刑を受けて、その1日前には実績のないK社に承継を許可して、7月20日にA社が営業許可の取り消しが行われましたね。その約2カ月前に次の会社がもう決まっているというようなことだったのですが、幸いにしてA社とK社が、先ほど課長が言ったようにトラブルが発生して営業に至らなかったと。これが、トラブルでも起こらなければB社が操業になっていたと思うのですが、トラブルがあって営業されない。そして、地元の住民はやっと普通の生活ができるようになって本当によかったと、だれもが思っていたのですが、県はK社についてのどのような調査をして、本当に承継の許可を出したのか、本当に不思議ではないのですが、この地域で生活しなければならない、逃げることのできない住民のことを十分考えていただくように、また456名の反対陳情のことを忘れることなく、十分な行政指導をしていただくように、権限を持っている県に対して町の方からも強く要望していただきたいと、そういうふうに思いますけれども、町の考えを伺いたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 大変開拓地区の皆さんには、いろいろと公害の面からご苦勞をかけておりまして、町としても17年3月1日に皆さんの方から陳情をいただいたわけでありまして、長年悪臭や騒音に苦しむ開拓地区の456人の方々から公害防止に関する陳情ということで、群馬県、そして町の方に提出されたわけでありまして、町ではこの陳情書を大変重く受けとめた中で、二度とこのようなことがないように県の方にも要望をしているところでございます。

また、456人という多くの方々の陳情は、新しい企業の進出に対しまして一定の成果があったと思います。今後もこの陳情を重視し、地域の皆さんと一緒に監視活動を強めながら、二度と以前のようなことが繰り返されないように協力体制をとっていく必要があると考えております。

また、隣の館林市の方にもいろいろと注意、また要望等をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○中川健治議長 横山議員。

○10番 横山英雄議員 12月3日午前10時に、新しく進出するC社、その施設で施設の改修の説明会ということで、町、市、生活環境課の職員、そして邑楽町32区、館林市近藤町の役員、近隣の人たちが出席し、説明を受けたわけなのですが、会場に行って、駐車場への案内する人たち、以前と違う感じが見受けられました。確かにちょっと違うのかな、また工場の中へ入ってみたときに、考えられないような非常に悪臭もなく、これがもとひどい悪臭を出したり、音を出したりしていたとこ

るかなというふうな感じがしました。

社長の杉澤さんですか、そのあいさつに始まりまして、改修工事を行っている日本Sプラントの代表取締役、高浦さんのあいさつ。そして、常駐をしているというSプラントの取締役、金子さん、この方は9時から5時まではそこにいます、常駐していますという方が工事の内容、こういうものなのですけれども、この投入コンベヤーのところとか、投入装置、炉体、灰の排出装置とか、減温塔、バグフィルター、こういうところを今改修をしております。その説明を受けた後に現場に案内されて、細かく現場でも説明をされ、進捗状況を見た中で、また再び会議室へ戻りまして話し合いをし、質疑応答が行われたわけですが、本当に公害を出さないようにできる限りの努力をしてやるのだという姿勢は見られました。そして、社長が言うのには、「まず社員の意識改革が最も重要だ」と、そういうふうなことを言っておりまして、現在社員を、岩手の山に現場があるそうですが、そこに4人ほど泊まり込ませて教育をしているのだと。ほかの社員に対しても意識改革と、そういう社員教育を徹底しているということで、確かに社員の対応と顔つきも変わってきたように感じます。

それで、前の2社については責任者である社長が一度も地区の住民の前に顔を出したことはありませんでしたが、C社については32区の公民館で説明するとき、また会社で説明をするときにもみずからが出席をし、話をし、そしてまず自分の考えを言って、そして私たちの考え方を十分意見を聞いた後で考えをまた言うという形で、話し合いの中では信用できるのかなと、そういうふうには感じておりましたけれども、ただ今までが余りにもひど過ぎたために、地域の住民がまた再開をしてしまったら同じようになるのではないかと、そういう不安がいっぱいあります。操業開始になる前に、住民が納得できるような説明と公害防止協定を、町に間に入っていて、いつでも監督できるような体制を築いていただきたいと思います。

また、所在地の館林市には税金は入ります。邑楽町は、迷惑と、こういうものしかないですから、できれば地域に恩恵が受けられるような、そういうふうな町の方で働きかけをしていただいて、できれば必ず社員が1人区民になっていただければと思うのですが、そこに住んでもらえれば、本当に直に区民の声も聞けるし、また公害等も出ないようになるのではないかなと、そういうふう思うのですが、ぜひそういうふうなことも町に十分配慮いただいて、話し合い、またこれからの公害防止協定について、特に町の方にお力添えをいただきたいと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えしたいと思います。

工場の中を見た場合に、大変いい雰囲気でしたというふうなお話ではありますが、以前邑楽町、館林市、そして企業と6月に覚書を交わしてあるわけですが、今後は以前のような問題が起こらないように、騒音や悪臭、排水、こういった部分にも十分配慮した中での公害防止

協定というものを結んでいければと思っております。開かれた企業づくりということで、企業の方も「地域の方々に迷惑かけては仕事が成り立たないんだよ」というようなことも言っているようでもありますので、地元の方と仲よくやっていただけるのかなと思っております。

そういった中で、社員の方に区民になってほしいというなお話ですけれども、企業と地域が一つになった中でいつも交流を深めれば、そういったいろんな問題も解消していきたくらい、また企業と地域の人が触れ合いをする中で、こういった問題、小さな部分から解消できるのかなと思っております。会社側には、いろんなあの地域でやっているお祭り等々もあるようですので、そういったものにも参加したり、地域の方々との交流をぜひやっていただきたいということでお願いはしていきたいと思っております。

また、今後も引き続き悪臭、騒音、そういった排水の汚れという、こういったものを今後もならないように、県の方には監視を強めていただけるように、これは引き続きお願いをしていきたいと思っております。町としても地域の皆さんの生活の安全、そして安心して暮らせる地域づくりということで、できるだけ努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○中川健治議長 横山議員。

○10番 横山英雄議員 頼りになる答弁をいただきまして、ありがとうございます。

やはり、一番私たちが頼るところは邑楽町ですから、そして生活環境課にすぐに電話が行くと思います。また、町長は議員当時現場も見て、よく知っていますので、町が間に入って近隣の住民のことを十分考え、安心して生活できるような対応をお願いしたいと思います。特に、あの工場から半径1キロ以内、32区全部ですので、近いところなので、館林市といってもわずか150メートルから200メートルぐらいのところで大変おりますので、くれぐれもまた税金が館林市へ行って、館林市だけが恩恵を受けないように、邑楽町にも恩恵が受けられるように、あれが来てよかったなどなるような対応をぜひお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午前10時45分 休憩〕

---

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前10時59分 再開〕

---

千 金 楽 幸 作 議 員

○中川健治議長 17番、千金楽幸作議員。

○17番 千金楽幸作議員 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

多分私がここへ立つのは2年ぶりかなと、久保田町長も2年たってそろそろこの現況下の状況も

把握していると思います。そういう中で、今回経営安定対策事業の実施についてということでお伺いをしたいと思います。

この事業については、戦後の農地開放以来の農政の大転換と言われております。この事業については、今年3月閣議決定をされて、我々の正直言って目に触れたのは去る8月3日の太田の合併統合庁舎の中で開かれた、これが第1回目の説明会であります。以後、2回、3回、最終的には東毛地区全域で11月25日、関東農政局を中心とした説明会でございます。回を重ねるごとにその中身が幾分変わってくる、こんな感じも受けておるわけであります。今回の機会を得るのについて、各関係機関の話も十分聞かせてもらいました。この事業を実施するということは、わかりやすく言えば8割の農業者が廃業に追い込まれる、こういう心配もあるわけであります。戦後の農地開放については、一握りの大土地所有者を解体をしまして、9割にも及ぶ小作人を自作農に変え、この人たちが嘗々と努力をし、今日に至るまでその農業技術、栽培技術、世界に冠たるものをつくってきた。

ところが、今度は60年たちますと、またもとへ戻ってしまうのかなと。一握りの農業者を残して、ほとんど廃業に追い込む。我々がこういう講演会に行きましても、農家の皆さん、農業をやめてくださいよと、こんな無責任な行政があっていいのかなと、こんなふうにも感ずるわけであります。いろいろ関係機関に再度お尋ねをいたしましても、つまるところは地方自治体の受け側の長の考えいかんですよと、まるであなた方は今始まっている構造汚職の姉齒設計との癒着、結局最後は国交省と自治体の責任だ、こんなふうを受けとめられて仕方がございません。しかしながら、来年10月末日をもって実施をする。もう10カ月を切ろうとしております。

こういう中で、この事業実施について久保田町長はこの状況をどう踏まえているのか、あるいは我が町の農業経済の現状とあわせて、実施に当たって町独自でどのような方策を考えていくのか。もう時期的に、時間的に余裕はございません。ここで、検討しますのだ、研究しますのでは当然間に合わないのです。もちろん、町長になりますと、我々の100倍以上の情報は持っていると思います。そういう中で、この自治体を預かる責任者としてこの事業実施をどのように円滑に推進をしていくのか、まずその基本姿勢をお伺いをしたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

戦前の農政には、小作人の開放と零細農業構造の改善という二つの目標があったようです。農地改革によってそれは達成されたわけでありまして。1961年の旧農業基本法は、農業の構造改革を行い、規模拡大、コストダウンによる農家所得向上を目指したわけでありまして。しかし、国は所得の向上のため米価を上げました。農業資源は、収益の高い米に向かい、過剰となった米の生産調整を30年以上も実施をする一方、麦等の生産は減少し、食糧自給率は1960年の79%から40%へ低下しました。現在では、平成12年度は23.8%、カロリーベースで40%ということで下がってまいったわけでありまして。

農地集積による大規模拡大は、コストを下げる。しかし、高い米価のもとではコストの高い農家が米を買うよりつくる方が安上がりとなるため、零細副業農家が滞留し、専業農家に農地が集積しなかった。以前、国際価格より安かったわけでありましたが、米は今490%の関税で保護されています。高い米価政策は、食糧自給率や国際競争力の低下という大きな副作用をもたらしたようにも感じます。WTOの農業枠組みの中でも合意されたようでありませけれども、関税の依存度を低めているアメリカやEUと異なり、米、麦、乳製品に突入した高関税は日本はかけている中、WTOの中でも高い削減率を課す方式が合意されたようでありませ。今、麦では大体関税が200から300%、米では300から500%、落花生、コンニャク等では500%以上の関税がかけられているというようなことでも感じます。

米価が国際価格の6倍とか7倍とかいう状況ができ上がってしまいました。この高い米価のまま関税を下げて、国際価格までの差を財政で負担しようとしたら、膨大な財政負担となりますので、当然のことながら国は農業生産の構造改革が必要だということになってくるわけでありませ。

また、日本はアジア、北米、欧州の3地域を主要パートナーとしており、この地域が日本貿易の8割を占めておりますが、先進国同士にある北米、欧州に比べ、東アジアとのFTAがさらなる自由化を通じ、最も大きな追加的利益を生み出す関税率をとってみても、単純平均した関税率は米国が3.6%、EUが4.1%、中国が10%、マレーシアは14.5%、韓国は16.1%、フィリピンは25.6%、インドネシアは37.5%となっており、日本産品は最も貿易額の高い東アジア地域においても高い関税を課せられているわけでありませ。

このようなことから考えましても、関税の引き下げは必至であると思ひます。このままにしておいても、農家が衰退していくばかりでありませ。こういった中で、農家の担い手の支援、集落営農組織への支援、これにはやはり力を注いでいくべきだろうと考えているところでありませ。

今後の農家の皆さんのためにも、町としてもこの担い手の支援、集落営農組織への支援はやっていく必要があると考えております。

以上です。

○中川健治議長 千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 今、町長の答弁聞いていると、おれの質問に答えていないのかなと。自分自身、関税の引き下げあるいはWTO等々については、もう十分承知しております。この事業がもう来年10月には実施されていく。この中で、町としてどういう支援体制をとるのかというのを、期待していたのですが、というのは今年12月2日、待矢場の臨時総代会に出たときに、県、それから国会議員等々が来賓でいる中で、太田市長さんがすばらしいことを言ったのです。「幾ら国策といえども、農家の皆さん、やめてくださいよなんて、こんな行政があつていいのか。太田市については、既に地方自治体を預かる者の責任者としてどこまで支援ができるか、既に来年度予算に向けてのもう指導開始をしている。国は国だと、断固としてこんな行政は許せない」というような来賓

で祝辞を、国会議員いる前で堂々と述べられた。久保田さんに、そこまでの期待をというわけにいかないけれども、実施を目の前に控えて抽象的なことであっては、ほとんどおれはいけないのかなと。

そこで、当然これは受け入れなくてはいけないのだろうと。いろいろ我々が今知るの、こういう新聞ぐらいしかないので、実際の中身については、いろいろきょうに向かいてそれぞれの関係機関のご意見も聞かせてもらいました。しかしながら、その中で最終的に落ちつくところは、やはり自治体の考え方、これが一番の決まり手だと、こんなふうにも受けとめております。今の段階では、生き残ろうとするのには、先ほど町長が言ったように、認定農業者になるか、あるいは集落営農組織を立ち上げて、これに組するか、この二者択一の中でどちらを選択するか、これしか今残されていない、これが現実です。

さてそこで、町長にお伺いをしたい。この認定農業者の認定の最終的な決定権は町長だ。この認定について、15年度のガイドラインを使っていくのか、それとも今のガイドラインを使うのか、これが一つ。

もう一つは、多分今の邑楽町の実態を見たら、集落営農の立ち上げというのはほとんど不可能に近いかなと、そのくらい難しいし、ハードルが高い。しかも、ほとんどの農業者が65歳を超えている。こういう中で、今度の事業の枠組みは当面5年、その後どうするか、そこまでの要するに活力がほとんどないのかなと、こんなふうにも思っております。口では、「後継者育成だ、担い手育成だ」と言いながら、あるいは「自給率向上だ」と言いながら、現実の行政はお金出して買えばいい。8月4日に県に行ったときに、非公式ですが「外国から買えば3分の1で買えるんですよ」と、いやしくもそういう担当のあれが非公式といえども主観を持っている。私、非常に残念だったのですが。あるいは、畜産においては「外国から入れれば国内の畜産公害なくなるんですよ」と、あきれ私帰ってきましたけれども、それが実態かなと。小泉総理が就任をして初めて、要するに外国から買えばいいというの、大変誤ったですが、やはりこの持論が今展開をされようとしている。これは、言いかえれば邑楽町は農村集落を中心として栄えた町であります。この扱いによっては、農村集落そのものが根底から崩れる。

今、私のところへいろんな方が電話してくれます。一番心配しているのは、今の認定農業者なのです。ということは、農業の難しさ、幾ら大きくなっても1人ではできないのです。いろんな大きな人、小さな人、こういう人が相協力してここに、特に邑楽町の場合は水田が多い。治水関係あるいは農道管理等々がみんなで行っているから、みんなが通れるのだと。そういうこともはっきりとこれから町当局打ち出さない限り、この事業は推進を私はしないと思うし、いろいろそういうことも考えているのですが、まず認定農業者選任について、町長は15年度のガイドラインを使っていくのか、今のを使っていくのか。仮に今のを使うとしたら、今まで認定した人の考え方をどう変えていくのか、こういう問題も出てくるわけでありまして。県に、あるいは関東農政局、いろいろと伺っ

たのですが、「その判断は受けとめる市町村の長の判断にゆだねたい」、こういうことなのです。

一番そこで問題になってくるのが、この間25日に打ち出されたのが生産調整に取り組むということが前提だと。そこで、私文化会館でも言ったのですが、生産調整に取り組むということは、1から100までであるのです。ゼロというのは、これはやらないことですから。とうとう最後までイエスともノーとも言わない。「その判断は、受けとめる町村の長の判断にゆだねたい」、キツネにつままれたような答弁なのですが、非常にこの辺が大事なので、この辺を町長が、これから多分、幾ら多く出ても20人かそこいらだと思いますが、この認定農業者選任についてどういうお考えを持つのか、お聞きしたい。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 認定農業者についてどのように考えているのかなということではありますが、今の枠組みと申しますか、今までの認定者の認定の仕方等につきましては、今までは結構ハードルの高い部分もあったと思います。こういった部分につきましては、もう少しハードルを下げた中で考えていければと思っております。

今、議員の方からいろいろ出ましたけれども、課長の方といろいろ協議しておりますので、課長の方から答弁させたいと思います。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 補足説明をいたしたいと思っております。

今、議員から15年度のガイドラインというお話がありました。これにつきましては、認定者を認定するのは町長でございます。その前に審査会を開いて、その結果を町長に報告し、町長が判断するという形になっております。それで、この15年度のガイドラインというのは、生産調整との絡みでございまして、認定をするに当たってその認定計画書を町に出していただきます。そのときに、国の方とすると農地の効率的な活用、あるいは総合的な活用という表現をしております。実はこの部分が生産調整というふうに解釈をしているようでございますから、各市町村、認定農業者を認定する場合には当然この認定する段階で生産調整やっっていなければだめだというような、そういう考え方でございます。しかし、この15年度のガイドラインにつきましては、結果的に認定農業者が生産調整ができなかったと、100%できませんでしたということがあっても、認定を取り消すということはしないでくださいというのが15年度のガイドラインだと。したがって、これに基づいて今まで認定をしてきたところでございます。

それで、今回の経営所得安定対策と生産調整の関係が関連をしております。本対策の対象者は、つまり今までどおり麦の助成金を受けられるのは、生産調整をしていることが実質的な要件となりますというふうに、先月の館林の文化会館で行われました説明会、国による説明会、あるいは農林省のメールマガジンにもそういうふうにご書いてございます。しかし、この生産調整のパーセンテージは書いていないのです。つまり、100以上でなければだめか、100以下でもいいのかということとは

書いてございません。したがって、自治体といたしましても、その辺の情報が非常に欲しいわけですが、来ておりませんし、そういう説明会の中では必ずこの問題が質問として出ます。しかし、国の方はそれについては答えておりません。したがって、いろんな解釈ができるのかなというふうに思っております。そのことが現場サイドにおいていろんな混乱を起こしている原因にもなっているかなというふうに思っているところでございます。

ただ、今までの国の説明あるいはやり方からすると、非常にこの考え方は厳しいのかなというふうな考え方を今現在は持っているところでございます。実質的な要件ということは、どうも100%以上やっていないと担い手として、その担い手の中には先ほど議員の方からも説明がございましたけれども、認定農業者か集落営農組織かという、この二つでございます。そのどちらにも該当しないのかなという、非常に強い懸念を持っているわけでございます。担い手になるかどうかは、農政事務所で判断をするようございまして、その部分については市町村は関与できません。その前までの資料とか、あるいは認定農業者に認定するというのは町の業務でございしますが、担い手の判断は国がやるということでございます。そういうことでありますから、ちょっとまだこちらとしてもいろんな情報が欲しいというふうに考えているのが現状でございます。

以上でございます。

〔「答えてないじゃない。15年度のガイドラインを使って選定をしていくのかどうかということについて、町はどう受けとめている」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

〔「これは、課長じゃないよ。それを15年度でいくよという、はっきり言えるのは町長しかいないんだよ。生産者が一番困っているのはそこなんだよ。ちっとも、どこへ行ってもぼやかして、何も出ない」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 今の答弁聞いていますと、担い手を決めるのは上部ですよ。ところが、私がいろいろそういう精査して調査すると、「最終的に決定するのは自治体なんですよ」と、こういうふうに返ってくるのですよね。だから、そのときに「あなたがたは、構造疑惑の姉歯設計と同じじゃないか」と、「たらい回しにばかりして、どこが決めるのだ」と。さきにも言ったけれども、生産調整ということは言うけれども、1から100までどこを指すのだと、一つも答えない。

それから、もう一つ、所得です。この間ある人が家へ来て、したがっておれも普及所へも行った。4ヘクタールを超えて、所得がおおむね450万、おれ、どう積算しても出ないのだと、450は。それで言ったところが、「これはおおむねなんだ」と、「どういうふうにか書いた、書いてみしてくれ」と。



4ヘクタールで、米麦でやるとしたら最大限200以上出ないですよ。そしたら、この数字も当該の、要するに「長が100でいいと言えば100でもいいのですよ」と、こういう返事が来て、要するに計画ですから、最後は900万。恐らく邑楽町で900万を超える農業所得を申告している農家が何軒いるか。参考のために税務課長に聞きたいと思うのですが、多分邑楽町の農業所得は大半が100万以下かなと、こんなふうにも感じるのですが、そういういざ決めようとするあいまいさ。

例えば、減反生産調整を取り組むと言いながら、この間の文化会館に行ってみても、米については一つも触れない。ただそれだけです。だから、正直言って、今の取り組む農家の姿勢、近隣を見ているのですが、どういうことを考えているか。正直言って、はらわた煮えくり返ってしまったのだね。要するに、麦の補償金をもらうためには減反100やるのだと。減反100やって、麦をつくって幾らの所得になるか。麦を捨てて、全部米つくって、幾らの所得になるか。どっちが得かということに積算をする。ここで、今止まっていると思うのですが、それを推進をしようとするのなら、具体的にきちっと物をもう出してくれなければ、判定のしようがないではないですか。後は、「みんなやめてくださいよ」と言うだけでは、到底もう理解に苦しむし、我々農家の方々がずっとまじめに納税をし、責任を果たし、にもかかわらずこういう姿勢をとられるということについては、自治体としてはやはりきちっとした姿勢を国、県に上げてもらわないと、とてもではないけれども、我々は立つ瀬がない。

今、日本とアメリカで合意したからと、普天間基地の移転を見ても、自治体が返事をしない限り絶対に誘致できないのだね、そういう仕組みになっているのです。だから、今近隣の市町村という話も出ていますが、ここまで来るからには当然市町村長会議の中で、こういう話は詰めて進めて来られたと思うし、これだけ重大な問題が生産者にはほとんど伝わっていない。ただ、出ているのは10月31日末日をもって実施しますよということだけなのだ。だから、この点をもう時間がない、検討しますとか何とかではなくて、邑楽町は邑楽町の独自の農業候補があるわけなのです。特色があるわけなのです。邑楽町は、どうしたら得するか、邑楽町の農民がどうしたらみんなが助けられるか、それを考えていくのが私は、首長の責任だと思うのです。国が決めたからというのでは、私はとてもではないけれども、納得できないし、私自身今正直言って、この間も文化会館で言いましたが、「もう間もなく70に届く。幾ら生き抜くためといえども、ここで認定農業者をというのは抵抗があって、入れないんだ」と。こんな話もしたことはありますが、認定農業者と実際生産調整というのは違うものではないか。関東農政局にも話したけれども、「その判定は自治体の皆さんで決めてくださいよ」という、まるでキツネにつままれたような話が返ってくる。農家の皆さんは、一握りの人、多分2割そこそこの要は認定農業者で、おれ生き残れるのだという人はほとんどいないと思うのです。農業の難しさ、みんながいろいろ協力して、このきちっと守られた農地管理等々を踏まえると、やはり不安が残ってくる。

さきの横山議員ではないですが、関係者が不安があるからなかなか同意ができない。その不安を

きちっと取り除くのも自治体の私は責任かなと、こんなふうにも思うのです。そのくらい農地開放以来の大転換わかるのです。農業も国際化に乗って、日本農業といえども例外ではない。これもわかるのです。でも、このまま8割以上の方が離農しなくてはならない、当然5カ年ぐらいの経過措置をとりながら、その方向づけをきちっとしてやるのも私は行政の責任ではないか、こういうふうを考えているのです。「弱者救済、弱者に光を」なんて言いますが、健全人の農民がこれから路頭に迷ってくる。火を見るより明らかなのです。しかも、認定をされた人たちまでが最後には自分の首を絞めてしまうのだと、そのおれのところに電話してくるのは、ほとんどの人が認定農業者です。その方向性をきちっと早く町も示してほしい、こういうことなのでございます。

したがって、私は質問は町長と言いましたが、「気に入った答えというのか、わかったよと理解できる答えでおれ15分で終わるよ」と言ったのですが、やはりおやじとして子供を守るためにはどうしていくのだと、夢でもいいからきちっとここで話してほしい、お願いします。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 先ほども言いましたように、国といたしましては担い手といたしまして、認定農業者と集落営農組織、この二つしかないということでございます。今、認定農業者を除いて4ヘクタール以上農業を行っている方が二十数名おります。3ヘクタール以上では50名程度おります。まず、そういう方々にできるだけ認定農業者になっていただきたいということで誘導していきたいというふうに思っています。この件につきましては、JAと一緒にJAの支部単位で9月と10月に説明会を行いました。そのときも参加させていただきまして、認定農業者になってくださいと、随時受け付けていますからという、そういう説明も行ってきました。今後、また説明会を行っていくことになると思いますので、そのときもまたそのお話をしていきたいというふうに考えています。ですから、今のこの現状からいたしますと、まずもってなるべく認定農業者になっていただくことが最優先かなというふうに考えます。

その後の集落営農組織については、国は文字どおり集落単位の営農組織を考えているようですが、本町におけるその集落ごとでこの組織、担い手になる組織ができるかどうか、特に経理の一元化ということが農業者の皆さんは非常に抵抗があるようでありまして、その点がかなり厳しいというふうな意見を数多く聞きます。そういう点では、本町といたしましても集落営農のほかJAの出資法人あるいは施設単位、邑楽町ではカントリーエレベーターやライスセンター単位のこと、それからJAの支所単位、そういうことで集落営農組織ができるかどうかということも考えていく必要があるかと思えます。

いずれにいたしましても、二つしかないわけでありまして、認定農業者になれない方については、この集落営農組織で救うしかございません。その可能性もこれから各団体とも詰めていく必要があるかというふうに思います。

以上でございます。

○中川健治議長 小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 農業所得の部分につきましては、担当の私の方からお答えを申し上げます。

農業所得ということでございますので、米麦だけではなく野菜、果樹、そういうものをすべて包含してあるということでご理解を賜りたいと思うのですが、平成16年度に農業所得があるということで申告をいただいた納税者は、合計で1,372人でございます。議員ご指摘のとおり、100万未満の農業所得者が圧倒的でございます。その数は1,275人ということで、全体の申告者のうち約93%を100万円以下の方が占めているという状況でございます。

それから、認定農業者の関係で900万円以上というようなご指摘があったのですが、今その数字は持ち合わせておりませんが、私の方で持っている数字につきましては400万以上の、いわゆる農業所得があるということで申告された方は8人、率にしますとわずかですが、0.6%という状況でございます。

以上でございます。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 課長の方から説明があったとおりですけれども、認定農業者の少しでも多くの認定、そして集落営農組織についてはそういった施設単位の組織ということも考えられるのではないかなというような、それぞれあるわけですが、またJA等も協議しながら、農家の皆さんにとっていい方向になるように努力していきたいと思っております。

○中川健治議長 千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 いずれにいたしましても、これでおれ、3度の質問回数終わったのですが、とにかく邑楽町の農業形態、私が見る限りでは、この間も県へ行ってちょっと笑われたのですが、ほとんどが複合経営だと、複合経営なら面的要件は問いませんよと。ところが、邑楽町の複合経営は米麦プラス年金なのですよと、そんな話で話をしてきたことはありますが、今も税務課長が申されたとおり、ほとんどの方が申告100万以下、これは90%を超えている。こういう状況の中で年金だけでは暮らせない、こういう厳しい現状の中で営農している。多分今の状況を見ても、今の機械が壊れたらおれやめるのだよというのが過半の人かなと。何でこんな時期にこんな無謀な事業体を出すのかなと、我々は世界的なことはわかりませんが、あと5年も待ってくれば自動的に半分ぐらいはもう自然体でやめていくのですよと、こういう状況があるわけだし、今4ヘクタール以上に無理にしても、5年後は10町なのですよと。あるいは、最終的な目標は1単位は30町とするという基準があるのです。この間も家族で話したけれども、今自分が13ヘクタール持っている。「30町するなら、父ちゃんやめた方がいいよ」と、こんな我々もいずれは貸し手農家へ変わろうかなと、こんなふうにも時期がそんな遠い将来ではないと思っておりますが、この町を預かる首長として、ここで農業形態を後退させるのではなくして、「災いを転じて福となす」、すばらしい発想のもとに、あるいは転換のもとに、変えてよかったなどと、こういう期待が持てるような強い指導力をお願いをし、

私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

---

小 倉 孝 夫 議 員

○中川健治議長 5番、小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 5番、小倉孝夫でございます。通告に従いまして一般質問いたします。

ご承知のとおり、現在邑楽町では町を被告とする裁判が2件提訴されております。一つは、町民の地位確認訴訟、もう一つはY理顕設計による契約関係存在訴訟ということであります。このことは、町民の皆様が大変心配しているところでもありますので、簡単に一般質問をさせていただきたいと思っております。

私は、平成17年7月28日に開かれた全員協議会においてY理顕設計工場と町との契約関係について発言をいたしました。さらに、9月9日一般質問の中で募集要項の19の趣旨に沿うと工事管理の業務契約をしない場合は、法律上二重契約の問題が生じないかという疑問を提起したわけでございます。その後、長としてはこういった法律問題を回避するために、町長はどのような調査、対応をされたのか、まず第1点お聞きしたいと思っております。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

この部分につきましては、弁護士に今委任しておりますし、裁判にかかわる部分でありますので、軽々に発言することは遠慮させていただきたいと思っております。

○中川健治議長 小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 続きまして、去る11月22日の臨時議会において、弁護士謝礼50万、訴訟弁護委託料912万が明細も示されずに、つかみということで提案されました。その理由として、訴状が届いていないという理由でございましたけれども、この提案の内容を見ますと、地方自治法及び施行令144条に照らし合わせて大変疑問の残る提案となったというふうに認識しているところであります。

そこで、町長にお尋ねしたい。まだ訴状が届いていないということで提案となったわけですが、新聞報道によれば、11月3日、これに大々的に報道されているところであります。私としては、町長はこの時点で異常を気づき、直ちに調査するよう命ずる必要があったのではないかというふうに認識しております。その辺どのように指示を下されたのか。

また、普通地位確認訴訟という訴訟ですと、大体訴訟費用が着手金として四、五十万と言われていたというふうに聞いております。そういったことから、これから弁護士に契約というお話になると思うのですが、具体的にその契約金額を明示していただきたいと思っております。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 弁護士料についてということではありますが、先日ご説明申し上げ、議決いただいたところでありますので、よろしく願いいたします。

○中川健治議長 小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 今の問題、大変重要な発言かと思っておりますので、それはそれとして。

続いて、この訴訟が進展していきますと、損害賠償ということが問題になるわけでありまして。現在の確認訴訟ということの場合、どちらが出ようと損害賠償が発生しないという裁判であるというふうに認識しております。しかしながら、仮に町が現在進めている新庁舎計画を強行した場合、これは負けた場合は損害賠償が発生すると、債務不履行を理由としては損害賠償が発生するということになるかと思っております。その場合に、その損害賠償金等については、これは町の責任になるのか、あるいは町長個人の責任になるのか、あるいは過日町長は、「建設については調査特別委員会に諮問したと、これからすべてそれぞれ決めてもらうんだ」というふうな発言をされておりますが、その責任はこの委員会の責任となるのかどうか、お考えを示していただきたいと思っております。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 議会等でもご承認いただいた中で設計料等も認めていただいたわけでありまして、損害賠償等、こういったものにつきましてはその時点で検討したいと思っております。

○中川健治議長 小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 大変いろいろな難しい問題があるかと思っております。ただ、これから私はこういった裁判が進んでいった場合、さらに問題となるのは行政行為そのものが故意、あるいは重過失になった場合に、いろいろ先々も大変大きな問題になっていくのだというふうに私は認識しております。ですから、十分な答弁いただけなかったですけども、町のために故意、あるいは重過失が認められる状態になったらどういうことになるかということ、ぜひ調査研究をお願いして、終わりたいと思っております。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午前11時50分 休憩〕

---

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 零時58分 再開〕

---

小 島 幸 典 議 員

○中川健治議長 7番、小島幸典議員。

○7番 小島幸典議員 7番、小島幸典です。議員の責務により、通告どおり質問させていただきます。

平成15年12月1日、久保田町長が誕生して、きょうで24カ月と12日です。その間、合併問題を初

め次々と起きた政争の中で、風の子保育園、南保育園の移転、改築、子供デイサービスや各学校の耐震補強工事、北部路線バスの運行開始、また今建設中の健康保健センター等、約30事業を手がけました。邑楽町初の名誉町民である上武洋次郎氏の歌を借りれば、「よくぞやる」と、多くの町民は思っていることでしょう。これは、町長一人の力ではなく、町民を支える周りの課長を含めたスタッフと多くの議員の支援があったから改革できたことと私は思う次第であります。

次のステップとして、福祉向上に力を注いでほしい。その中で、きのう議会では福祉作業所、寿荘、それと老人活力センターを指定管理者制度にということで可決成立しました。そういう中で、私が心配していることは、メリット・デメリット、メリットというのはよくなること、デメリットは思わしくない方向へ行くのではないかなと、そういうことで町長、また担当課長にひとつ町のこれからの姿勢をただしたいと思います。

また、日曜日開館はなぜできなかったのか、これは近隣市町村では、私6月の一般質問で皆さんの前で問題点、またこれからの福祉行政に役に立つことですよと話された経過があります。指定管理期間の指定は、3年または5年とされています。そういう中で、役員の構成はどうなっているのかと、いつも、どんな職場でも人がよくなければいい仕事はできないと私は思っている次第であります。そして、今までどおりの補助金を拠出することがこれからもあると思います。また、やってもらわなければ福祉は弱者のための幸せの礎でありますから、大変心配であります。

一つの例として、平成16年の寿荘への補助金が2,756万9,000円、平成17年度の予算が2,713万円となっています。また、福祉作業所について、先日NHK厚生事業団障害福祉賞のテレビ番組では、これは4日前か5日前だと思いますけれども、「障害者であっても、指導者の研究と作業者の熱意が通うと健常者以上の仕事ができますよ」と、そういう指導者の話された言葉が、NHKの教育テレビ、賞をもらった指導員が話された言葉が印象的です。ということは、管理者制度で福祉作業所を指定者に経営をゆだねた場合に、先ほど話されたチェック機構をどういうふうに働かせなくてはならないか、そういうことを踏まえて非常に大事な障害者の更生を助ける、そういうものでなければいけないので、これを町から外してしまって、補助金だけ出せばいいやと、そういう物の考え方は非常に危険なのです。

皆さん知っているように、国の道路公団とか、これは社会保険の関係とか、お金を国で出しているからああいうチェック機構が働かなくておかしな方向へ向いたのではないかなと、そういうことで、これから町が指定事業をやる場合の議会での議員の役割、議員が何人かそういう役員体制の中に入れるか。また、民生委員と弱者はつながっているのですけれども、こういう弱者の声なき声を反映できるか、そういうことで私は一般質問の初めの指定管理者制度導入のメリットとデメリットの対応をお聞きしたいと思います。

まず、一つがメリットはどういうところか、デメリットはどういうふうに感じているか。

二つ目が、日曜日の開館はなぜできないのか。

三つ目が、指定管理期間の指定は何年か。

四つ目、役員の構成はこれからどういうふうに分められるか。

今までどおり補助金はどういうふうな形で出せるか。

まず、五つの質問をまとめてしますので、お答えをお願いします。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 お答えを申し上げます。

まず、1点目の指定管理者制度が導入になりましたそのメリット・デメリットについて申し上げます。指定管理者制度は、公の施設の設置目的を損なうことなく設置者としての責任を残したまま民間事業者や各種団体等の能力を活用し、効率的、効果的な施設の管理運営を行うことを目的としております。福祉センター、福祉作業所、高齢者活力センターの施設につきましては、一般論として、また個別要因として申し上げますが、メリットといたしましては委託の場合ですと決済等行っていたものが、指定管理者が使用の許可を直接できると、迅速になるという点、委託から指定管理者になった場合、管理者としての責任の度合いが増し、質の高いサービス供給が可能なこと。また、経費の節減が図られる可能性があることなどが挙げられます。

次に、デメリットと申しますか、危惧される点を申し上げます。経費の節減に重点を置き過ぎますと、施設としてのサービスが低下、または弾力的な運営がしにくくなる可能性があること。指定管理者がその地位を返上したり放棄をした場合、サービスが一時的に低下する可能性があること。現在、福祉センターでは高齢者の生きがいと健康づくり推進事業として、道草の広場、健康相談、健康増進教室、高齢者の生きがい講座を実施しております。また、18の各種教室が行われておりますが、事業の継続性、安定性が今の管理者と違った場合に危惧される点でございます。また、現在施設で働いている職員の雇用問題につきましても危惧される点でございます。

2点目の日曜日開館についてのご質問でございますが、福祉センターの第2、第4土曜日及び日曜日の休館につきましては、平成13年4月から実施しております。休館日が変更になりました経緯につきましては、社会福祉協議会、福祉センター運営委員会等の協議の結果、議会のご理解いただきまして現在に至っているところでございます。平成18年4月1日から指定管理者制度に移行するに当たり、利用者、協議会の方たちと休館日等について協議をさせていただきましたが、平日は各種教室、また先ほど申し上げました高齢者の生きがいと健康づくりの教室、講座等が行われておりました、平日を休館にするのは支障があるとのご意見でございました。また、指定管理者制度は、住民サービスの向上を図り、効果的な施設の管理運営を行うことも趣旨でございます。その趣旨も踏まえ、経費等いろいろな視点から検討した結果、第2、第4土曜日を開館することとしたものでございます。

3点目の指定管理期間の指定の部分でございますが、指定期間につきましては施設で実施している事業内容に応じた適切な期間としていく必要がございます。町の指定管理者制度導入に当たって

の基本方針の中で、議員が申されたとおり指定期間は3年から5年とすると思いますが、指定に当たっての考え方といたしましては、管理内容が施設の貸し出しのように維持管理が施設管理の中心業務となるような施設については、3年程度の短期的な部分でもよいのかと考えられますが、福祉センター、福祉作業所、高齢者活力センターのように人的サービスや事業企画など、実施事業の成果を検証するために一定の期間を要するような施設につきましては、5年程度の期間が必要かと考えられます。

第4点目でございます。施設等の運営についての利用者の意見の反映ですとか町の対応、そして町のチェック等についてご説明申し上げます。指定管理者制度に移行しますと、指定管理者がその施設の管理運営を行うものでございます。町には、施設の設置者としての責任がございます。指定管理者に施設の管理運営をゆだねた後も、施設の運営が適切に行われているかどうかチェックしていく必要がございます。地方自治法で、指定管理者は毎年度終了後に事業報告書を提出することと義務づけられております。また、町は実地調査や必要な指示を行うことができます。さらに、指定管理者の指定について、議会の議決を経た上で指定管理者と管理を行うための必要な事項について協議をし、協定を締結することとなっておりますけれども、その中に施設の適正な管理が図られるような、毎月の利用状況報告や利用者等の意見が反映できるような体制づくりについても盛り込んでいきたいと考えております。

5点目の補助金等の関係でございます。今まで委託管理の部分で契約に基づきまして委託料というのを支出しておりました。今後、指定管理者と協定する中で、施設の管理に要する費用につきましても、委託料として定めるものでございます。委託料につきましては、施設の目的、性格等を考慮し、何も条件に変更がなければ基本的には変わらないものと考えます。福祉センターの場合、第2、第4土曜日を閉館するものでございますので、月2回、1年間で24日間の維持管理部分が増えますけれども、指定管理者制度におきまして管理に要する経費の縮減に向けた検討をしていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 大変明瞭に答えられたことで、一つ私の疑念が、考えていた心配事がちょっと薄れたかなと思うのですけれども、日曜開館の中、これは平成12年からですか、日曜やめたと。その中でいろいろの各種団体の勉強だとか、そういうものが理由ですよと。また、ちまたでは日曜日ぐらいは家族と過ごさせたのがいいとか、それと他町から入ってくるお客がいるからというようなことで日曜の閉館を決めたとか、そういう話が私の耳に入ってきています。

そういう中で、考えなくてはならないのは、各種団体のボランティアさん、これは本当に非常にありがたいことです。だけれども、現実には家で家族と一緒に日曜日は過ごしなさいと言ったって、日曜日休みの人ばかりいるわけではないです。勤め人は、サービス業の人は日曜日でも働いていま



す。それと、他町の人たちは、近くの町との取り決めでどこへ行ってもいいですよということがあ  
ららしいですけれども、一般の町民はそれがわかっていない人が多いです。

現実的に一つの例ですけれども、11月23日にある施設の人たちが他町に、おふるに行ったりした  
と。そうしたら、「邑楽町は日曜日やっていないのだから、帰れや」と、そういうふうな現実が今  
あるわけです。そういうことを踏まえたら、私が全協で話したように、健常者ですよ、各種団体  
のグループというのは、健常者なのです。弱者もそれはいると思います。だけれども、福祉とい  
うのは弱者の立場、中心に物を考えないと大変なことになっていくのです。補助金もらって、給料も  
らっていいのだと、生活できるのだと、もしそういうことを考える人が、職員がですよ、は  
っきり言って。また、指導者がですよ、はっきり言って。役員がですよ、はっきり言って。いたと  
なったら、大変なことになるのです、これは。

そういうことを含めれば、弱者のことを考えれば、私は日曜日を、日曜日というのは大体1カ月  
に4日あるのです。間違うと5日ぐらい設けるときもありますけれども、であれば全部日曜日開館  
しなくたっていいのです。第1、第2日曜日をやりましょうとか、そういう提案のできるこの第4  
の質問の役員の構成ですね。議員が2人いれば立派な厚生・環境委員長、副委員長がいます。ちょ  
っと民生委員の方からこういう話がありましたよと、どうですか、考えて会議のときに話してくれ  
ませんか、そういうことができるのです。ところが、各種団体に丸投げで、経営や運営をやりな  
さいよと、お金出すけれども、口は出しませんよと、こういうムードになっていってしまうと、こ  
れは他町村よりもどんどん、どんどん福祉がおくれていってしまうと、私は心配しているのです。  
その辺のデメリットが、組織の中の。だから、議員の中から2人、民生委員の中から2人、例えば  
母子家庭の中から2人とか、そういう役員構成であるべきだと思います。何が何でも日曜日全部や  
れと私は言っているのではないのです。

どこかで折り合いをつけて、ということは、人間の社会というのは人が集まってこなければ社会  
ではないのです。現に12年度の入館者数と昨年度の入館者数ですか、これいろいろの要因があるの  
ですけれども、約8,000人ぐらい少なくなっているでしょう。どう考えるのですか、その少なくな  
ったのを。これをできるだけ10%でも、15%でもふやしていこうと、そういうことを考えたら、今  
言ったように役員構成がしっかりしていないと考えがつかないのです。「小島さんは、夢を追っ  
ている」なんていう課長もいたけれども、夢というのは平等に与えられた人間の権利なのです。夢が  
なければ進歩しないのです。

そういうことで、この辺の日曜日の開館は全部ではなくても、まず第1日曜やりましょうとか、  
その辺の、これは思いです。いろいろやっぱり障害がありますから、町長、課長がすぐ「そうです  
ね」とは言えないかもしれないけれども、思い、そういう福祉の携わっている人の考えを課長、聞  
かせてもらいたい。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 お答えを申し上げます。

先ほどから議員が日曜日開館等についていろいろな方の要望等もあると、そういう部分も十分に配慮してくれというようなご意見でございます。私どもといたしましても、先ほど申し上げましたように、ことし利用者協議会の方ともその分もお話しさせていただきました。ただ、そのセンターを使う方、16年度で5万6,000人ぐらいいらっしゃいます。その利用者協議会の方が延べ約1万3,000人ぐらいたと思いますけれども、利用者協議会の方の意見、また一般に利用される方の意見等も踏まえまして、今後指定管理者を導入する中でそういう意見が反映できるような、対応ができるような組織づくりについて協定の中で盛り込んでいきたいという考えでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 課長、ありがとうございます。

先に立つ人がそういう思いであれば、下まで通じる。また、変えていけると思います。そういうことで、一応指定管理者制度の一番大事な人の問題、役員の構成、そういうことで町長も頭に入れておいて、いい人を、いい地域社会をつくる上では一番大事だと思います。

それで、次に福祉作業所のことに関してちょっとお伺いします。現在、職員が3人と聞いています。先ほど私が話したように、これは福祉作業所は非常に家族、要するに保護者、大変な社会生活で骨を折っているというのですか、気苦勞もしています。そういう中で、本当に一般社会に復帰できるというか、通用するというのですか、そういう技術をいかにして身につけてもらうか、そういう努力をしてもらうのに、先ほど話された指定管理者になった場合に、これは思ったことがどんどんできるという反面、どうしても赤字になることがこれは、ちょっと言葉が選べないのですけれども、赤字になることが前提だと思います。平成17年度の作業員が定員15人の中に13人、作業時間が7時間ということで、作業内の収入が90万1,600円とちょっと出ていますけれども、そして町の補助金が約1,260万出ています。これは人件費等があると思うのですけれども、そのうちの2分の1が県補助としてなっています。そういうことを含めると、これ町の方が先ほど話した委託したのだからということで補助金削られると大変なことになってきてしまいます。

そういうことを含めると、これは各一つの考えですけれども、優良企業、こういう企業にこれから協力をしてもらいまして、ずっと同じ仕事ができるようになれば、かなりの効率的な仕事ができるのではないかなと。隣にはゼクセルさんとか、素晴らしい会社がいっぱいあるのですけれども、そういうものの前進的な物の考え、そういうことを含めて1人でも社会に復帰できるというか、社会に出せるような、またこの福祉作業所が、あそこの福祉作業所へ仕事出せば本当にいい仕事をやってくれますよと、そういうことを目指して、またそういうことができる作業所に指導員を、また行政の方は指導員育ててもらう。指導員の方は作業員を根気よく育ててくれればいいのではないかなと。人間ですから、得手不得手あります。だけれども、一生懸命やるということは必ず花が咲い

て実がなるのです。

今、ある私の同級生で、子供のころは本当に大変な知的障害だったのです。でも今、もう1年半ぐらいですか、紬の里の草取りを無報酬でやっています。みんな普通の健常者は嫌がってしまうのです。こんな1メートルもある草を、見ただけでもうしり込みしてしまうのですけれども、黙々とやっています。すばらしい人です。そういうことを考えれば、人を育てるといのは何が何でも健常者だから育つというのではないです。やっぱり周りの人が一生懸命、熱意を持てば育つと思います。この辺福祉課長、これからの指定管理になったときの福祉作業所の思い、方針を聞かせてもらいたいと思います。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 お答えを申し上げます。

現在、邑楽町福祉作業所の施設の管理につきましては、平成7年から社会福祉法人社会福祉協議会に管理委託をしております。福祉作業所は、県の知的障害児(者)の総合福祉推進事業実施要綱に基づき実施をしておりますけれども、その中で現在、議員がおっしゃるとおり3名の専任職員が就労することが困難な13名の入所者に対し、独立、自活に必要な作業訓練及び調理実習、買い物実習等の生活指導を行っております。平成16年10月におきましては、民間に就職をした入所者も1名おります。また、現在1名就職をしようと希望している入所者もおります。現在の福祉作業所の設置目的等を考えれば、もう十分な成果を上げていると考えられます。

以上でございます。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 大変ありがとうございました。

福祉課のそういう前向きな姿勢を完全に受けとめて、安心しました。福祉は、とにかくこれからは経済を担っていく福祉ですので、一生懸命私も、また議員も頑張ると思いますので、一般の課長さんもよろしくご理解のほど得て、1番の指定管理者制度導入のメリット・デメリットの質問は終わらせていただきます。

続きまして、二つ目の質問に入らせていただきます。多目的ホールの建設と今後の町の指針は、私が議員になる前、民生委員時代に邑楽町公民館ホールをよく会議で使わせてもらいました。随分老朽化したなと感じていますので、他町に行ったときは興味を持って建物を見てきました。そのころは、建物のランニングコスト、経理面など頭にはないから、O町の文化ホールは、H町の市民会館はいいなと思っていましたが、議員になって町の財政のこと、国の補助金削減政策を今考えたとき、郷土の偉人である福田赳夫元総理の回顧録の中に、昭和元禄と高度成長を批判した安定経済成長論があります。その内容は、福田赳夫先生に言わせると、2年間国債を使ったら1年休むと、そういう経済論だと思っていたと思います。要は、借金に極力避けるという話です。私もそういう考えの信者であり、また信者になりました。町民の負担が少ない経済運転を進める考えを持ってやるこ

とがいいのではないかと。

そして、去る7月23日ある団体との意見交換、私を含めて4人出ましたけれども、私はそのときに説明、いろいろの話をしてくれと言われましたので、私の話の中で、私は個人的には経済的な物の考え方からいって、また道徳的な観点から考えた中で、「この公民館の改築、改装すれば立派な多目的施設ができる」と、ある団体の前で話しました。何も大金をかけて、ちなみに皆さん知ってのとおり各町が合併を目当てにどんどん起債をもらって大きな建物をつくって、後々町民が税金を使って返済しなくてはならないと、そういうことが実際に九州の方の町では起きています。

そういうものを考えますと、改築というのは何が何でも窓ガラスを取りかえるとか、そうではなくて、1本柱残して全部新しくしてしまっても、法的には改築らしいです。そんなふうに認識はしているのですけれども、そして婦人消防隊が公民館で、先週の土曜日ですか、実習とかでやっぱり公民館を随分使っています。

そういう中で、防災会議室とか総務省からそういうものの補助金等が対象としてもらえるということをお知らせした中で教えられたのですけれども、そして参考のために視察の感じを話しておきますけれども、8月5日、これ議員有志で明和町の、これは公民館といわないです、明和町はあれは市民会館ですか、そういう明和町で8月5日、これは議員有志でちょっと名前記名していなかったのだけれども、かなりの人が行ったと思います。

10月13日、これは総務委員会での山梨県の上野原町、ここへも総務委員会で視察しました。この上野原町は、やはり合併したのでかなりの投資をしてつくったので、施設の使用料を有料にしたのです。そうしたら、ホールの使用料、約1万円前後だと思えます。細目いろいろ考えてあるのですけれども、バドミントンをやる場合は2,000円だとか、そういう有料で決めた使用許可なので、ホールは一度も使っていないというのです。こんなせっかくなつくってほしいなと、その議員さんが実は一度も使っていないのですよというようなことなので、これもだから借金をすれば結局は元を取らなくてはならないから有料にする。有料にすれば、金払わなくてはならないからと、今度は使う方が使わない。そういうことで悪環境になってしまうのかなと。

そして、11月18日、これは富士河口湖町、これは庁舎建設委員と議会運営委員会の合同視察ということがありまして、参加資格者は各委員会の委員長、副委員長、対象者が議長含めて10名なのですけれども、参加者6名しか行かなかったのですけれども、そういう中でこの河口湖町のホール、これはちょっとユニークと言えばユニークなのですけれども、要するに町の玄関がミニコンサートができる広々としたオフィスの玄関でできていて、そこでコンサートをやるというのです。考えてみれば、そんなたまげたことないです。若い人なんか駅前ですべてやっています、二、三人で。上野の公園の中でも屋外ステージというのがあります。これは、とにかく芸を披露する、歌う人は屋根の下ですけれども、見る人は全部外なのです。そういうことの変形かなと、富士河口湖町のこのコンサート会場は。邑楽町でいえば、そうですね、ヤングプラザの、あれの大型判かなと私は感じたのです。

けれども。

これ、何私が話しているかということ、行かなかった人の、委員長、副委員長行けたのですから、参加資格あったのですから、行けなかった人に説明を私にするために、何小島言っているのだと、わからないですね、行かなかった人は。「百聞は一見にしかず」という、そういう日本では言葉があります。私も先ほど話したように、民生委員のときは施設の後の管理だとか、そういうことは全然頭にはなかったです。そういうことを含めると、非常に多種多様な物の考え方があっていいのかなと。

だから、私は冒頭に申し上げましたけれども、公民館を十分改築して、昭和42年にできた公民館ですから、この間婦人会の集いでちょっとしみじみ見ましたけれども、初め大人が上がっている文化を楽しもうという発想はなかったのではないかなと。ということは、そでがすごく狭いです。大人が6人上がると、我々も経験があるのですけれども、発表大会なんかで行って狭いと、非常に狭いとやりづらいのです。広いと気持ちも広々とします。そういうことで、やっぱり公民館は改築する時期に来ているのではないかなということは、これから団塊の世代が会社等いろいろ職場をやめて、かなりそういう文化活動、また福祉の面でお手伝いしてもらわなくてはならない。そういうことを考えれば、この大金を何もかけて、6億円も10億円もかけてつくらなくても十分あの公民館、先人がつくった公民館を利用してやれば、私はちなみにちょっと調査はしましたけれども、最近できた人を集める施設、これ中央保育園で25億、南保育園で26億、風の子保育園、何と廊下が大体100メートルぐらいあるのですけれども、厚生・環境が何か20日か22日に視察行くと聞いていますけれども、よく見てきてもらいたいと思うのですけれども、19億5,000万でつくってあります。これ、素晴らしい施設です。そういうことを考えますと、町長、やっぱり改築で十分、柱1本、土台1本残しても改築というそうです。そういうことで、その辺の町の公民館を改築して、これからどういうふうな皆さんの協力を得られるか、その辺の指針をひとつ述べてもらいたいと思います。よろしく。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 公民館の改修をしてはということかなと思いますけれども、大変公民館の利用も高いし、文化活動も盛んであるという部分においては非常に喜んでいるところでもあります。

ただいまのご提案の既存邑楽町公民館の改修による機能強化についてという案でございますけれども、議員の提案ということでこれからも参考にしていきたいと思います。今後の財政状況等も見ただ中で、いろいろ検討した中でやっていきたいと思っております。

またなお、多目的ホールについては、総合計画の方でやっていきたいと、組み込んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。公民館の改修についてということで、できるだけ経費を抑えた中でやるのがいいのではないかなというようなお話であります。いろいろと今後財布、財布と申しますか、財政を考えながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ます。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 町長から大変前向きな話をいただきまして、町民の方も安心するのではないかなと思いますけれども、ちょっと数字のことで訂正発言をいたします。

私、多分風の子保育園の19億と言ったと思うのです。これは、約19億5,000万の本体建築資金...

...

〔「違う、違う。1億だんべ」と呼ぶ者あり〕

○7番 小島幸典議員 失礼しました。訂正の訂正いたします。1億9,500万ということで、数字は全部桁違いということで訂正いたします。以上です。

私の一般質問は、これで終わりにしたいと思います。大変皆さんありがとうございました。

○中川健治議長 これにて一般質問を終結します。

---

#### 散会の宣告

○中川健治議長 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。あす14日及び15日、2日間は議事の都合により本会議を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、あす14日及び15日、2日間は休会とすることに決定しました。

最終日となる12月16日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

〔午後 1時45分 散会〕